

# 告示

## 埼玉県告示第三百八十九号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

令和元年八月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

令和元年八月二十日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

氏名	建築士の別	登録番号
東久美子	二級建築士	埼玉県知事登録第二八八七八号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

工事監理を十分に行わなかった結果、工事が設計図書のとおりを実施されなかった。また、工事監理報告書について、不十分な記載を行った。